

**(掘ごたつ及びいろり)**

**第10条** 掘ごたつの火床又はいろりの内面は、不燃材料で造り、又は被覆しなければならない。

2 掘ごたつ及びいろりの管理の基準については、第3条第2項第1号及び第4号の規定を準用する。

**【解釈及び運用】**

本条は、掘ごたつ及びいろりについて規制したものである。「掘ごたつ」には、「切りごたつ」と称するものを含むが、「置ごたつ」は、移動的なものであるから、器具として、条例第20条第1項第2号に規定されていることに注意する。

1 第1項

(1) 「火床」とは、通常灰及び炭火を入れるための部分をいう。

(2) 「不燃材料」とは、金属を含むが、不燃材料の材質に応じ、熱伝導等により周囲の可燃物へ着火するおそれのないよう適当な厚み及び構造とする必要がある。

2 第2項

条例第3条（炉）の位置、構造及び管理についての規定の一部が、掘ごたつ及びいろりに準用されることを規定している。（表10-1参照）

条例第3条第2項第4号の規定の準用については、炭用の掘ごたつにガス又は電気こんろを用いることは禁止されているが、こたつ用電熱器を用いることは差し支えない。

表10-1 「掘ごたつ及びいろり」基準の準用規定一覧表

条	項	号	規制内容
3	2	1	設備周囲の不要物品の整理等
		4	本来の使用燃料以外の燃料の使用禁止